イ　施設の小規模化及び地域分散化の推進

㈡の柱書きの目標を達成するため、都道府県は、都道府県推進計画（平成二十七年度から十五年間程度を対象とした児童養護施設及び乳児院の小規模化及び地域分散化並びに家庭養護の推進のために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。）を、家庭的養護推進計画（管内の各施設が小規模化等を進めるために取り組むべき具体的な方策を定めた計画をいう。）と整合的なものとなるよう調整して作成することとされており、これに沿い、本体施設、グループホーム、里親等の必要事業量等を設定して地域の実情に即した取組を推進すること。また、地域分散化を進めるに際しては市町村等と連携し、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2)　専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

虐待を受けた子ども等の安定した人格形成や精神的回復等のため、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要である。特に、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには情緒障害児短期治療施設における心理治療等の支援が、不良行為をした子どもや生活指導を要する子どもには児童自立支援施設における社会的自立に向けた支援が、ＤＶ被害を受けた母子や地域での自立した生活が困難な母子には母子生活支援施設における専門的支援が必要である。このため、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置の推進等専門的ケアの体制の整備や、基幹的職員研修等への参加等施設職員の支援技術向上のための取組を行う。また、社会的養護の担い手となる職員の確保及びその専門性の向上のため、その必要量を踏まえて養成、研修体制を整備する必要がある。さらに、社会的養護体制についても、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に係る都道府県単位での設置、児童養護施設及び乳児院等に係る一定規模の地域単位での設置、里親等に係る市町村単位での複数確保等、重層的で体系的な整備を推進する。

なお、情緒障害児短期治療施設については、各都道府県で一か所以上の設置が適切である。

(3)　自立支援の充実

社会的養護により育った子どもが一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、施設の退所等までに、生活技術の知識や経験等自立生活に必要な力を始め、一人の人間として生きていく基本的な力が得られる養育を行う必要があり、そのための体制整備を行う。他方、自立生活能力がないまま施設退所等をすることとならないよう、十八歳以降の措置延長を積極的に活用する。また、施設退所者等の自立を支援する自立援助ホームについて、施設退所者数や地域の実情等を勘案して必要量を見込み、設置を推進する。さらに、社会的養護により育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援の体制を整備する。

(4)　家族支援及び地域支援の充実

虐待の防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家族支援の充実や、施設による地域の里親等への支援、子育て短期支援事業等の地域の子育て家庭への支援等の地域支援の充実が重要である。このため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員の配置等施設のソーシャルワーク機能を強化するとともに、児童家庭支援センターを積極的に活用する。さらに、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援が可能である母子生活支援施設については、必要な体制整備を図るとともに、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

(5)　子どもの権利擁護の推進

子どもの権利擁護の強化を図るため、児童福祉法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待に対する措置及びケアの質の向上のための取組等を進め、被措置児童等虐待の禁止について施設職員等への徹底、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組む。また、被措置児童等虐待に関する通告や届出の受付、通告等があった場合の対応、被措置児童等虐待が起こった場合の措置等に関し、ガイドラインを定め、都道府県において予め対応について意識を共有するとともに、適切に対応できる体制を整備するほか、必要に応じてガイドラインや体制を見直す。さらに、ケアの質の向上を進めるため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を推進するとともに、義務化された第三者評価の受審を求める。

㈢　母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに則して都道府県等が策定する自立促進計画の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として、総合的な自立支援を推進する。

㈣　障害児施策の充実等

障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、都道府県は専門的かつ広域的な観点からの支援を行うとともに、障害に応じた専門医療機関の確保等を通じ、適切な医療を提供するほか、教育支援体制の整備を図る等の総合的な取組を進めることが必要である。

また、障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが望ましい。

発達障害については、社会的な理解が十分なされていないことから適切な情報の周知も必要である。発達障害者支援センターについては、関係機関及び保護者に対する専門的情報の提供及び支援手法の普及が必要になっていることから、職員の専門性を十分確保するとともに、専門的情報及び支援手法の提供を推進することが必要である。また、特別支援学校については、特別支援教育教諭免許状保有率の向上を図る等専門性の向上に努めるとともに、在籍する子どもへの教育や指導に加えて、幼稚園、小中学校等の教員の資質向上策への支援及び協力、地域の保護者等への相談支援並びに幼稚園、小中学校等における障害のある子どもへの教育的支援を行うことが必要である。

五　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において地域の実情に応じて定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第七に掲げる事項とする。

1　市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

㈠　子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

市町村は、一の2の㈢により、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行う。この調整は、一の2の㈢に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって行われる都道府県への報告等を通じて行われることから、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、当該報告その他の協議及び調整の手続等について定めること。

また、地域子ども・子育て支援事業については、四の5により、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成段階から、都道府県が行う専門的な知識等を要する施策との関連性に配慮した十分な調整及び連携が必要であること等から、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時における都道府県への協議及び調整について、必要な事項を定めること。